

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- 口座管理料について

毎月末基準日時点において、当社口座におけるお預り資産の評価額が 1,000 万円（邦貨換算）未満と認められるお客様につきましては、口座管理料として月額 1,100 円（税込）をいただきます。

- 移管手数料について

毎月末基準日時点において、当社口座におけるお預り資産の評価額が 1,000 万円（邦貨換算）未満と認められるお客様が、株式等を移管する場合には、1 銘柄あたり 1,100 円（税込）の移管手数料をいただきます。

※ 口座管理料および移管手数料につきましては、当社所定の免除要件がございます。詳しくは、当社担当者までお問い合わせいただくかまたは当社ホームページ上の「リスク・手数料等説明ページ」に「口座管理料および移管手数料に関するご案内」を掲載していますのでご参照ください。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約の通知があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合

当社の概要

商号等	三田証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第175号
本店所在地	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町3-1-1
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	5億円（2023年3月31日現在）
主な事業	金融商品取引業
設立年月	1949年7月
連絡先	03-3666-0011 又はお取引のある支店にご連絡ください。